

特定処遇改善加算についての情報公開

2019年10月より「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得しています。

●資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・研修や受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

●労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエンダー・メンター(新人教育係・お世話係の配置)制度等導入
- ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善のため、懇親会・差し飲み費用の助成
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

●その他

- ・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上